

保福介第4642号

平成26年9月1日

指定居宅介護支援事業所 }
指定介護予防支援事業所 } 管理者各位

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長

事業の基準に関する条例骨子案への意見募集について

日頃より本市の介護保険制度の運営について、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」により介護保険法が改正され、これまで厚生労働省で定めていた基準等については、条例により地域の実情に応じた基準の設定が可能となりました。

つきましては、下記の条例骨子案をまとめましたので、御意見をお寄せください。

なお、お寄せいただいた御意見への個別回答はいたしません。平成26年10月頃に御意見に対する市の考え方をまとめ、公表する予定です。

記

1. 条例骨子案

- ・(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例骨子案
- ・(仮称)さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例骨子案

2. 意見募集期間

平成26年9月1日（月）～平成26年10月1日（水）

以上

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課

事業者係 築館・西菌・水野

電話 048-829-1265

ファクス 048-829-1981

「(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例骨子案」へ のご意見を募集しています

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」により介護保険法が改正され、これまで厚生労働省で定めていた基準等については、条例により地域の実情に応じた基準の設定が可能となりました。

さいたま市では、「(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例骨子案」をまとめたので、ご意見をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見への個別回答はいたしません。平成26年10月頃に、ご意見に対する「市の考え方」をまとめ、公表する予定です。

■意見募集期間

平成26年9月1日（月）～平成26年10月1日（水）

※郵便の場合は、当日消印有効

■資料の公表場所

介護保険課窓口（さいたま市役所2階）

各区役所情報公開コーナー

さいたま市ホームページ

トップページ (URL <http://www.city.saitama.jp/>) > 市政情報 > 広聴・市民参加・アンケート

> パブリックコメント > 意見募集中の計画等 > 「(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例骨子案」

■公表資料

「(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例骨子案」 ※閲覧・貸出用

「(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例骨子案概要版」 ※配布用

■意見提出方法

郵便・持参・ファックス

意見提出用紙（または任意の様式）に氏名・住所・連絡先とご意見をご記入の上、パブリックコメント専用封筒（切手不要）に入れて送っていただくか、下記担当へご提出ください。

その他

「(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例骨子案」のホームページ内「ご意見入力フォーム」からご意見をお寄せいただくこともできます。

※電話など口頭でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。

※記入していただいた個人情報は、さいたま市個人情報保護条例に基づいて厳重に管理し、ご意見について確認が必要な場合にのみ利用します。結果を公表する際も、ご意見以外の内容は公表いたしません。

【担当】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

保健福祉局 福祉部 介護保険課 事業者係（さいたま市役所2階）

電 話 048-829-1265

FAX 048-829-1981

※市内からご意見を送付される際は、フリーダイヤル
0120-310448をご利用ください。

(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例骨子案

1 条例の名称

(仮称)さいたま市指定居宅介護支援等の事業の基準に関する条例

2 内 容

市条例で定める指定居宅介護支援等の事業の基準の骨子案は下表のとおりとする。

項 目	条	基 準 の 内 容		市 の 考 え 方
		国 基 準	市 基 準	
記録の整備	第29条 第2項の 該当部分	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	介護報酬の返還請求の消滅時効が5年のため、サービス提供に関する記録の保存年限もあわせて5年間とするもの。
上記以外		上記以外の人員及び運営に関するもの。	国基準どおり	現行の基準内容とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから国基準どおりとする。

【参考：条例の基準である省令の名称】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第38号）

3 施行予定日

平成27年4月1日

「(仮称)さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例骨子案」へ のご意見を募集しています

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」により介護保険法が改正され、これまで厚生労働省で定めていた基準等については、条例により地域の実情に応じた基準の設定が可能となりました。

さいたま市では、「(仮称)さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例骨子案」をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見への個別回答はいたしません。平成26年10月頃に、ご意見に対する「市の考え方」をまとめ、公表する予定です。

■意見募集期間

平成26年9月1日（月）～平成26年10月1日（水）

※郵便の場合は、当日消印有効

■資料の公表場所

介護保険課窓口（さいたま市役所2階）

各区役所情報公開コーナー

さいたま市ホームページ

トップページ（URL <http://www.city.saitama.jp/>）> 市政情報 > 広聴・市民参加・アンケート

> パブリックコメント > 意見募集中の計画等 > (仮称)さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例骨子案

■公表資料

「(仮称)さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例骨子案」 ※閲覧・貸出用

「(仮称)さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例骨子案概要版」 ※配布用

■意見提出方法

郵便・持参・ファックス

意見提出用紙（または任意の様式）に氏名・住所・連絡先とご意見をご記入の上、パブリックコメント専用封筒（切手不要）に入れて送っていただくか、下記担当へご提出ください。

その他

「(仮称)さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例骨子案」のホームページ内「ご意見入力フォーム」からご意見をお寄せいただくこともできます。

※電話など口頭でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。

※記入していただいた個人情報は、さいたま市個人情報保護条例に基づいて厳重に管理し、ご意見について確認が必要な場合にのみ利用します。結果を公表する際も、ご意見以外の内容は公表いたしません。

【担当】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

保健福祉局 福祉部 介護保険課 事業者係（さいたま市役所2階）

電話 048-829-1265

FAX 048-829-1981

※市内からご意見を送付される際は、フリーダイヤル
0120-310448をご利用ください。

(仮称) さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例骨子案

1 条例の名称

(仮称) さいたま市指定介護予防支援等の事業の基準に関する条例

2 内 容

市条例で定める指定介護予防支援等の事業の基準の骨子案は下表のとおりとする。

項 目	条	基 準 の 内 容		市 の 考 え 方
		国 基 準	市 基 準	
記録の整備	第28条 第2項の 該当部分	指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	介護報酬の返還請求の消滅時効が5年のため、サービス提供に関する記録の保存年限もあわせて5年間とするもの。
上記以外		上記以外の人員及び運営に関するもの。	国基準どおり	現行の基準内容とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから国基準どおりとする。

【参考：条例の基準である省令の名称】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第37号）

3 施行予定日

平成27年4月1日

